平成２４年（フ）第１８８号
さいたま市北区宮原町４―16―１　コーポ天神201、住民票上の住所秋田市新屋船場町４番47号
債務者　加藤　　忍
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０号
茨城県土浦市板谷１丁目66番地
債務者　鈴木　修一
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４１号
茨城県潮来市辻1259番地５
債務者　前野　貴之
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第４９号
茨城県鹿嶋市大字下津273番地63　大川住宅15
債務者　越後　直美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第５０号
茨城県神栖市息栖2826番地102
債務者　小澤嘉太郎
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第５１号
茨城県神栖市神栖２丁目10番28号細野荘７号
債務者　塚本　　剛
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第５２号
茨城県神栖市大野原１丁目４番64号ジュネスコートＡ103
債務者　木綿　利広
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６７６号
千葉県習志野市鷺沼４丁目５番18号
債務者　岸代　　馨
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４８号
山梨県富士吉田市松山２―１―５　サンシャイン富士１階101号室、住民票上の住所神奈川県平塚市豊原町７番24―402号　向山第１コーポ
債務者　小峰　　藍
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
山梨県都留市十日市場900番地　県営蒼竜峡団地２―401
債務者　山口　知子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
長野市大字三輪1292番地　ＴＩ
債務者　横田　敦子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
長野県岡谷市1275番地２
債務者　中村　　佳
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５８号
岐阜県高山市下岡本町3001番地18
債務者　髙橋　保恵
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１４５９号
名古屋市西区比良３丁目129番地　森彦第３コーポラス102号
債務者　肥後　春美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７号
滋賀県愛知郡愛荘町市1779番地１コスモハイツ愛知川Ｂ棟104号、前住所滋賀県犬上郡多賀町大字富之尾1213番地
債務者　木﨑亀一郎
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３２８号
兵庫県高砂市北浜町牛谷601番地の１
債務者　濱田こと　浜田　清敏
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３３１号
兵庫県姫路市飾磨区英賀保駅前町８番地　グレイス英賀保203号、従前の住所兵庫県高砂市荒井町千鳥２丁目19番８号
債務者　吉田　芳明
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部